

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

(単位:)

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価	金額	
合計				

(2) 株式以外の有価証券

(単位:)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
合計				

(記載上の注意)

- 1 有価証券明細表は、先物取引に係る有価証券及び受入担保金代用有価証券を除く。
- 2 投資信託財産が保有する有価証券のうち信用取引等に係る保証金代用有価証券又は委託証拠金代用有価証券等として証券会社等に差し入れている有価証券については、その旨を、貸付けを行っている有価証券については、貸付株式数又は貸付券面額を備考欄等に記載すること。(法第15条第2項第1号又は法第49条の9第2項第1号に規定する利害関係人等に対して貸し付けている有価証券については、貸付株式数又は貸付券面額を内書(括弧書)で記載すること。)
- 3 外貨建証券は、次の事項を記載すること。
 - (1) 通貨の種類ごとに、当該通貨をもって記載するとともに金額欄を小計し、小計金額には邦貨換算額も併せて括弧書として記載すること。
 - (2) 通貨の種類ごとに、その銘柄数、組入株式時価比率、組入債券時価比率及び小計金額の合計金額に対する比率を注記すること。
 - (3) 合計金額欄は、邦貨額をもって記載し、外貨建証券の邦貨換算額を内書(括弧書)すること。

第2 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

(単位:)

区分	種類	契約額等		時価
			うち1年超	
市場取引	先物取引			
	オプション取引			
市場取引以外の取引	先渡取引			
	為替予約取引			
市場取引以外の取引	オプション取引			
	スワップ取引			
合計				

(記載上の注意)

- 1 対象物の種類(株式、債券、通貨及び金利)ごとに作成すること。
- 2 「種類」の欄には、取引の種類(先物取引、オプション取引、先渡取引及びスワップ取引)に応じて、それぞれ「有価証券先物取引」、「有価証券指数等先物取引」、「有価証券オプション取引」、「有価証券先渡取引」、「有価証券店頭指数等先渡取引」、「有価証券店頭オプション取引」、「有価証券店頭指数等スワップ取引」等規則第27条第4項(同項第1号、第19号及び第20号を除く。)に規定する有価証券先物取引等及び為替予約取引について、その具体的な取引名(債券先物取引、株価指数先物取引等)を記載すること。
- 3 通貨を対象物とする取引については、取引の種類ごとに主要な通貨(契約額のおおむね10%以上を占める通貨)により区分して記載すること。
- 4 「契約額等」の欄には、先物取引、オプション取引及び先渡取引については契約額を、スワップ取引については、想定元本額を記載すること。
- 5 時価の算定方法を注記すること。

第3 不動産等明細表

(単位:)

資産の種類	前期末 残高	当期 増加額	当期 減少額	当期末 残高	減価償却累計額 又は償却 累計額		差引 当期末 残高	摘要
						当期 償却額		
流動資産								
	合計							
有形固定資産								
	合計							
無形固定資産								
	合計							

(記載上の注意)

- 1 「流動資産」、「有形固定資産」及び「無形固定資産」の欄は、貸借対照表に掲げられている科目の区分により記載すること。
- 2 「前期末残高」、「当期増加額」、「当期減少額」及び「当期末残高」の欄は、当該資産の取得原価によって記載すること。
- 3 当期末残高から減価償却累計額又は償却累計額を控除した残高を「差引当期末残高」の欄に記載すること。
- 4 同一の種類のものについて資産の総額の1%を超える額の増加又は減少があった場合は、その事由を「摘要」欄に記載すること。
- 5 特別の事由により取得原価の修正が行われた場合には、当該再評価差額等については、「当該増加額」又は「当期減少額」の欄に内書(括弧書)として記載し、その増減事由を「摘要」欄に記載すること。

第4 その他特定資産の明細表

(単位:)

特定資産 の種類	数 量	帳簿価額		評 価 額		評価損益	備 考
		単 価	金 額	単 価	金 額		
合 計							

(記載上の注意)

- 1 有価証券、不動産以外の特定資産を主たる投資対象としている場合に、当該主たる投資対象である特定資産について記載すること。
- 2 不動産を信託する信託の受益権、主として不動産を投資対象とする匿名組合出資持分権等の不動産に係る権利については、当該権利の目的物である不動産について第3不動産等明細表に準じた表を作成すること。

第5 借入金明細表

(単位:)

区 分	借入先	前期末 残 高	当 期 増加額	当 期 減少額	当期末 残 高	平 均 利 率	返済期限	返済方法
合 計								
長期 借入金								
合 計								

(記載上の注意)

- 1 「平均利率」の欄には、加重平均利率を記載すること。
- 2 「返済方法」の欄には、元金均等、元利均等、満期一括返済等その返済方法を記載すること。
- 3 長期借入金については、貸借対照表日以後5年以内における1年ごとの返済予定額の総額を注記すること。

投資信託財産運用総括表

信託期間	投資信託契約締結日			投資信託契約終了時の状況	
	投資信託契約終了日			資産総額	円
区分	投資信託契約締結当初	投資信託契約終了時	差引増減又は追加信託	負債総額	円
受益権口数				純資産総額	円
元本額	円	円	円	一単位当たり償還金	円
毎計算期末の状況					
計算期	元本額	純資産総額	基準価額	一単位当たり分配金	
				金額	分配率
第 期	円	円	円	円	%
第 期					
第 期					
第 期					
第 期					
信託期間中一単位当たり総収益金及び年平均収益率				円	%

(記載上の注意)

- 1 受益証券の一単位の口数を注記すること。
- 2 一単位当たり償還金欄には、投資信託契約の終了時における基準価額を記載すること。
- 3 「毎計算期末の状況」は、投資信託財産の計算期間の終了前10年分又は投資信託契約期間の終了前10年分について記載すること。
- 4 基準価額欄には、各期末の基準価額を記載すること。
- 5 「信託期間中一単位当たり総収益金」は「毎計算期末の状況」に記載された一単位当たり分配金の合計額に、「投資信託契約終了時の状況」に記載された一単位当たり償還金の額を加算した額から一単位当たり元本額を控除した金額を記載すること。
なお、当該金額が負の数の場合には、その旨を明示して記載すること。
- 6 「信託期間中一単位当たり年平均収益率」は、次の計算式によって算出した率を記載し、一単位当たり総収益金が負の数の場合には、記載することを要しない。
なお、この場合における信託期間は年数によるものとし、1年未満の端数については、日割計算すること。
[計算式]
$$\frac{\text{一単位当たり総収益金}}{\text{信託期間} \times \text{一単位当たり元本額}} \times 100$$
- 7 統合に係る投資信託財産については、統合される投資信託財産ごとに作成すること。この場合における統合時以後の計数は、統合投資信託財産総額について記載すること。
- 8 親投資信託については、本表の作成を要しない。
- 9 追加型委託者指図型投資信託又は追加型委託者非指図型投資信託については、5及び6の記載は要しない。
- 10 委託者非指図型投資信託にあつては、「受益権口数」とあるのは「合同して運用する元本の総額に相当する口数」と、「元本額」とあるのは「合同して運用する元本の総額」とする。